メキシコの可変資本会社制度

Ш 和 彦

中

メキシコ会社一般法は第八章に可変資本会社に関する規定をおく。

ども、メキシコ国において、主に可変資本株式会社として相当に利用されているようであり、また、最近、わがい。 本制度は、元来は、フランス法にあった制度をメキシコ法が継受したもので、正確な資料を持出しえないけれ

社の新たなる形態とみなされておらず、合名会社、合資会社、有限責任会社、株式会社、および株式合資会社の 社員の出資の一部または全部の撤回により資本が減少する会社をいうが、可変資本会社は、 国からメキシコ国に進出した某社もこの制度をとっているようである。 可変資本会社とは、定款を変更することなく、社員の新たなる出資または新社員の加入により資本が増加し、

メキシコ法でも、会

通常の形態をとるすべての会社のいずれもこの制度を採用することが認められている。

メキシコの可変資本会社制度

131 -

. キシコの可変資本会社制度

このように、可変資本会社は、企業の一つの法律形態ではなく、その資本構成における一つの態様(modalidad)

にすぎないといわれる。

本稿は、ラテン・アメリカにおける企業形態の二として、メキシコにおけるこの可変資本会社の制度の概要を

紹介するとともに、若干の考案を試みるものである。

フランスにおける本制度の邦文による紹介として次がある。

(1)

大野実雄「株式会社における可変資本制度」『商法研究第一巻』(昭三二)一一七ページ以下。

大森忠夫『仏蘭西商法Ⅰ』(現代外国法典叢書)(昭三二)二一七ページ以下。

(2)この制度は、メキシュ以外の他のラテン・アメリカ諸国で採用されていない。

ヨーロッパでは、スェーデンおよびリヒテンシュタインが継受している由である。

Julius von Gierke, Handelsrecht und Schiffahrtsrecht, 8e. Aufl., 1958, Berlin, S. 262

— 132 —

今、手許にある雑誌 Americam Society of Mexico Bulletin の一九六五年六月号掲載の広告 [17] 件を分類する

(3)

リカ系企業であり、可変資本株式会社は もっぱら アメリカ系企業が 多く利用している、という 推測も成立つであろ である。ただ、同誌がメキシコ市におけるアメリカ人社会の機関誌である点を考えると、広告掲載企業の多くがアメ と、会社形態を明示して商号を表示するのが六二件あり、このうち、四三件が株式会社、一八件が可変資本株式会社

Meckel, S. A. de C. V う。参考までに、前記の可変資本株式会社の商号を列挙しておこう。

International Harvester Co. of México, S. A. de C.

Alfombra Mohawk de México, S. A. de C. V.

Heinz Alimentos, S. A. de C.

Ceras Johnson de México, S. A. de C.

Saccone & Speed (México), S. A. de C. V.

Mudanzas Gou, S. A. de C. V.

Addressograph-Multigraph de México, S. A. de C. V

Stanbome de México, S. A. de C. V.

Stafford de México, S. A. de C. V.

General Electric, S. A. de C. V.

National Paper & Type Co. de México, S. A. de C. V.

Papelera Panamericana, S. A. de C. V.

Hobart Dayton Mexicana, S. A. de C. V.

Becton, Dickinson de México, S. A. de C. V.

Minnesota Manufacturera de México, S. A. de C. V.

Norwich Pharmacal Co. de México, S. A. de C. V. Cia. Sherwin-Williams, S. A. de C. V.

_

本会社に関する規定を次に記そう。 まず、現行のメキシコ国一九三四年会社一般法(Ley General de Sociedades Mercantiles)のなかの可変資

メキシコの可変資本会社制度

一九三四年会社一般法(抄)

第一章

会社の設立および機能一般

第一条 ①本法は次の種類の会社を認める。

I 合資会社 Sociedad en comandita simple 合名会社 Sociedad en nombre colectivo

株式会社 Sociedad anónima 有限責任会社 Sociedad de responsabilidad limitada

IV 協同組合 Sociedad cooperativa

株式合資会社 Sociedad en comandita por acciones

V VI

ことができる。 ②本条第1号ないし第V号の会社は、いずれも、本法第八章の諸規定を遵守して、可変資本会社として設立する

(以下第二一二条まで省略)

第八章

可変資本会社

第二一三条 可変資本会社においては、会社資本は社員の事後出資または新社員の入社により増加可能であり、出資の一部

または全額の撤回により資本の減少も可能であって、本章の定める方式の他なんらの方式も要しない。

第二一四

役の責任に関しては、株式会社の諸規定により規制されるものとする。 可変資本会社は、本章に定める変更を除き、該会社の種類に相当する諸規定、ならびに貸借対照表および取締

第二一五条

この種類の会社の固有の社号または名称に常に可変資本 de capital variable の語句が付加されるものとする。

第二一六条

2

1 れる条件が記載されなければならない。 すべての可変資本会社の設立契約には、会社の種類に相当する諸規定の他、会社資本の増減のために定めら

株式の会社においては、会社契約または特別総会が資本の増加ならびに相当する株式発行の従うべき形式お

135

第二一七条 渡すため、会社が保管するものとする。 よび条件を定めるものとする。発行済で未引受の株式または仮株券があるときは、引受がなされるに従って引

-

株式会社、

分の一を下ることができない。 第八九条に定める金額を下ることができない。合名会社および合資会社においては、最低資本は原初資本の五

有限責任会社および株式合資会社は最低資本を表示するものとする。最低資本は第六二条および

2 れている。本規定に違反する取締役またはその他の会社の役員は、生ずべき損害につき責を負うものとする。 株式の会社は、最低資本を同時に公告することなしに、増加が認可されている資本を公告することを禁じら

いっつ可変質は会出制

第二一八名

可変資本の株式の会社においては、株式は常に記名式とする。

第二一九条

会社資本の増減はすべて、会社がこのため備置する登録簿に登録しなければならない。

第二二〇条

前になされたときは継続中の年度末まで、最終四半期後になされたときは次年度末まで発効しない。 一社員の出資の一部または全額の撤回は明白に会社に通知されなければならず、通知が会社年度の最終四半期

第二二一条

会社資本が最低額以下に減少する結果となるとき、退社権を行使することができない。

4 飜訳の原本は左である。

pp. 70 y 71. Leyes y Codigos de México: Sociedades Mercantiles y Cooperativas, 8. ed. 1965, México. (Edit. Porrua),

_

い企業者たちが株式組織の会社を設立することが困難であった(株式会社の設立につき当時免許主義が行なわれ 規定された。その頃、 一、可変資本会社の制度は、前述のように、フランスに始った制度で、その一八六七年の会社法において初めて 一方において協同組合の思想が普及し、他方において中産階級および労働者と資金に乏し

ことが規定され、この態様を、合名会社、合資会社、株式会社および株式合資会社がとりうることを認めたので 八条ないし第五四条)をおいた。これにより、定款を変更せずして、その資本の増加または減少を自由に行いうる ていた)。こういう情勢を背景にして、一八六七年会社法は、第三章に「可変資本会社に関する特別規定」(第四

変資本会社のための特別の規定」によると、可変資本会社は、株式会社または株式合資会社の態様にすぎないこ 二、メキシコで、可変資本会社が初めて規定されたのは、その国の二番目の一八八四年の商法典で、その第三五の、 を規定し、可変資本会社を特殊の規定に従う会社と宣言した。しかし、同法典第二篇第二章「会社」第九節「可 五条で認めた合名会社、合資会社および株式会社の伝統的な三つの形態に追加する形態として第三五六条でこれ

社が株式の会社の外装をまとうべきであるとの規定もおいた。すなわち、一八八四年商法典では、株式会社およ 三、メキシコ国の三番目の一八八九年商法典では、協同組合を可変資本会社として規制し、さらに、可変資本会 典では、協同株式会社(Sociedades anónimas cooperativas)の他に、可変資本会社はなかったのである び株式合資会社は協同組合たることを要せずして可変資本会社となることができたのに対して、一八八九年商法

とになっていた。

社法の可変資本会社の規定を継受していた。 いずれにせよ、一八八四年商法典も一八八九年商法典も、文字通りでないとしても、一八六七年のフランス会

一九三一年の銀行法(Ley de Instituciones de Crédito)は、第一六条で、 金庫株(acciones

メキシコの可変資本会社制度 がA)の発行を規定し、可変資本制の下に設立される可能性を認めた。

た。四四 一九三四年の会社一般法(現行法)は、前述のように、先例にならって、可変資本会社に関する規定をおい

また、一九三五年の保険会社一般法(Ley General de Instituciones de Seguros)、一九四一年の銀行一般法

(Ley de Sociedades de Inversiones) も可変資本に関する規定をおいている。 (Ley General de Instituciones de Crédito y Organizaciones Auxiliares) ねのど、 一九五五年の投資会社法

- (5)詳細は左記を参照されたい。
- Ch. Lyon-Caen & L. Renault, Traité de droit commercial, Tome II, 2e ed. 1892, p. 1030 et seq
- (6) (7)メキシコ法における可変資本会社の沿革に関する以下の釵述は主として左によっている。 有限責任会社については、一九二五年三月七日付有限責任会社法が、同会社も可変資本をとることができ、この場合 大野実雄、前掲論文、一一九ページ以下。 八六七年会社法の規定するところに従う、と規定している。

138 -

- lizada por Rafael de Pina Vara, 1965, p. 410 y sgtes Joaquin Rodriguez y Rodriguez, Tratado de Sociedades Mercantiles, Tomo II, 3. ed. revisada y
- (8) Derecho Mercantil, 8. ed. revisada y puesta al dia, 1965, p. 16 一八八四年商法典が可変資本会社の制度を採用した思想は明確でない、と云われる。 Roberto L. Mantilla Molina.
- (9)メキシコ国の初の商法典は一八五四年法典で、スペインの一八二九年商法典の影響を強く受けていた。第二の法典が 改正を受けているものの、これが現行商法典である。参照 Joaquin Rodriguez y Rodriguez, Curso de derecho 八八四年法典で、第三の法典が一八八九年法典で、一八九〇年一月一日から施行され、特別法の制定により多くの

mercantil, Tomo I, 6. ed. 1966, p. 22 y sgts

(10)九二九年のメキシコ商法典予備草案では現行法に極めて類似する形で可変資本会社が規定されていた。

Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 11.

その後の一九四七年に発表された商法典草案でも現行法の規定が大体維持されているようである。

ra Graf, Raul Cervantes Ahumada y Roberto L. Mantilla Molina, Comentarios al Proyecto del Código de

Comercio Mexicano, 1955, México, p. 66 y sgts.

(11)

保険会社一般法に次の規定がある。

法の規定により、かつ殊に、次の規定により設立されなければならない。

--- 139

民間のまたは国家の保険会社として営業することを目的とする株式会社は、本法に規定しないところは、会社

により会社の定めるプレミアムの全額の払込と引換えに、引受人に交付され、会社は、払込が分割払でなされると 未引受けで、会社の金庫に保管される株式を発行する権限が与えられる。この株式は、その額面、および、場合

る。設立証書、これを欠く場合は、総会の諸決議により、この株式の発行および退社権の行使の条件を定めるもの を設立してもよい。この場合、本法の要求する最低資本は、常に、退社権のない株式により代表されるもの とす き、引受人に仮株券を発行し、これに引受人の払込んだ賦金が記載されるものとする。また、可変資本をもつ会社

役の選任については同種のものとみなされる。退社権なしの株式により払込まれた資本金額は、資本を表示する、 表する限り少なくとも取締役二名および監査役一名を選任する権利を有する。退社権付株式が数種あるとき、取締 とする。退社権付株式の所持人は、これらの株式につき払込まれた資本が、会社の払込資本の一五パーセントを代

メキシコの可変資本会社制度

会社のすべての文書に記載されるものとする。

メキシコの可変資本会社制度

の設立時に、認可に従って、設立の時から少なくとも最低資本に等しくなければならない。 固定資本会社における払込資本、または可変資本会社における退社権なしの株式に対して払込まれた額は、会社

(12)銀行一般法に次の規定がある。

第八条

に従って設立された固定または可変資本の株式会社の形で設立された会社のみが「コンセッション」を享受すること 会社一般法、ならびに、本法の第二条および第三条にいう営業を目的とする会社の場合に特に適用される次の規定

ⅠないしⅡ (省略)

ができる。

定めるプレミアムの金額の払込と引換えに引受人に交付されるものとする。 可変資本会社である場合、本法による義務的最低資本は退社権なしの株式により構成されるものとし、これは、

株式会社は、未引受の株式を発行でき、これは、会社の金庫に保管され、その額面、および場合により、会社の

IV

払込まれた資本金額を下まわることができない。 特別の組を構成するときは所持人式とすることができる。退社権付の資本金額は、いかなる場合も、退社権なしで

投資会社法に次の規定がある。

(13)

I 全額払込の最低資本は五○○万ペソとする。

投資会社は株式会社として設立され、かつ次の規定に従わなければならない。

П

Ш 株式を金庫に保管することができ、これは、取締役会の指示する方法および条件で流通におかれるものとする。

Ⅳ (省略)

資本を可変とすることができる。しかし、本条第一号の最低資本を代表する株式は退社権を有しない。

VI、VII (省略

VIII ができる。 資本の増加の場合、株式は、会社一般法第一三二条に規定する優先権の適用を受けることなく、流通におくこと

四

の変更は定款の変更として特別の手続を必要とする。 、メキシコ国会社法では、会社の資本金額は定款の絶対的記載事項の一つであって(会社法六条一項一号)、 そ

合名会社については、社員全員の、また会社契約中に定めがあれば、社員の過半数の同意を要し(会社三四条)、

は、社員の義務の増加となる場合は社員全員の、さもなければ資本の少なくとも四分の三を代表する社員の同意 合資会社については 合名会社におけるのと同じ手続を要し(会社法五七条一項、三四条)、 有限責任会社について

を必要とする(会社法八三条)。株式会社については株主総会の特別決議を必要とする(会社法一八二条一項三号、一

九〇条)。株式合資会社については、株式会社におけるのと同じ手続を必要とする(会社法二〇八条)。 このように、会社の資本金額は原則として一定不動であって、経済上の必要からこれを増減するためには一定

の厳重な手続によらねばならない。 た対して、可変資本会社においては、定款の変更を要せずして、資本の増減ができるのであって、この資 これが、 通常、 いわゆる資本不変の原則をもって説明されるところである。

資本を有し、 の要件のなかで、 百 本の可変性が行なわれるのは、 数が固定的でなくなり、メキシコ国の協同組合法(Ley General de Sociedades Cooperativas) ?組合にあっては、 存続期間が不定であること(四号)をあげて、 一〇人を下まわらない可変数の組合員をもって運営されること(同法一条三号)、および、 組合員の任意加入または脱退が行なわれており、このことから組合員の出資総額または出資 まず、協同組合である。 小規模の生産者または消費者の相互扶助を目的とする協 協同組合はすべて可変資本をとることを明らかにす Ŕ 可変

ことの可能性を定める。したがって、メキシコ法では、会社法の定めるすべての会社は、固定資本をもって設立 ところが、 メキシコ国会社一般法は第一条第二項の規定により、すべての会社が可変資本をもって設立される

二、可変資本制をとる会社形態にはどのようなものがあるのか。

されてもよく、

また可変資本をもって設立されてもよいことになる。

社となることができるのであって、 (1) 合名会社、 合資会社、有限責任会社、株式会社および株式合資会社。これらは、 通常、 可変資本会社というとき、これらの会社形態で可変資本制をとるもの 前述のように可変資本会

特殊のものとして、次がある。

をいう。

- (2)協同組合。 これは可変資本をもって組織されなければならない。可変資本は、前述のように、
- (3)公益有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada de Interes Público)

ついては本質である。

有限責任会社一条)、 社員の入社および退社を円滑にするため、 可変資本会社として設立されることになってい これは国家経済省の判断により公益と私益双方に関する事業に従事するために設立されるものであって(公益

る (同法六条)。

銀行 (instituciones de crédito)、保険会社 (instituciones de seguro)、投資会社 (sociedades de inver-

sión)これらの会社は、それぞれの規制法により可変資本会社として設立できることが規定されているが、可変

資本制をとる場合、社員に退社権はなく、不完全な可変資本会社である。

(15) 日本商法では、株式会社(授権資本制を除く)および有限会社は資本の増減、特に減少について厳重な方法に服する

が、合名会社および合資会社については、無限責任の故に、資本不変の原則は行なわれない。

メキシコ法では、これを Principio de la permanencia del capital という。

Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 409.

(16)る。農業協同組合法七七条二項、水産業協同組合法一〇四条二項、消費生活協同組合法七七条二項、中小企業等協同 たとえば、わが国でも、各協同組合法は、協同組合の出資総口数および払込出資総額がたえず変動しうるものである ことを考慮し、それらの変更は、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後に登記すれば足りることに なっ て い

(17) 注12参照。

組合法八六条二項

(18) 注11参照。

(19) 注13 参照

五.

すべての可変資本会社に適用される規定をまとめると、次のようである。

一、名称または社号に関する特別の記載

会社一般法第二一五条は、可変資本をとる会社の社号または名称に、可変資本であること、または C.V. の略

語を、この特殊性を一般公衆および会社の社員に予告させることわり書きとして明記しなければならない。

二圣金

可変資本会社は、会社資本につきなされる増減がすべて記録される、資本に関する特別の記録簿を備えなけれ

ばならない(会社法二一九条)。

三、資本の最低額

の最低額は、株式会社 二五〇〇〇ペソ、株式合資会社同じく 二五〇〇〇ペソ、 有限責任会社 五〇〇〇ペソ 株式会社、有限責任会社および株式合資会社の場合、法定の最低額を下まわって設立することができない。そ

(会社法二一七条一項、六二条、八九条)となっている。

al inicial)の写を下まわることができない、との規定があるにすぎない(会社法二一七条一項) 合名会社および合資会社の場合、資本の最低額につき絶対額の規定はなく、ただ、原初資本(el capital soci-

る(二一四条)。これら株式会社の規定の準用の範囲は明確ではない。株式会社では監査役が貸借対照表について 五、会社一般法は、貸借対照表および取締役の責任については株式会社に関する規定により規制される、と定め

報告することになっているが(会社法一七四条、一七五条)、合名会社および合資会社には監査役はおかれておらず、

それに相当するものとして、interventor(検査役)(会社法四七条)がおかれる。 また、可変資本合名会社または合資会社は、株式会社と同様の監査役をもつべきであると解することもでき これら両者の機能は同じではな

| 有力学説によれば、貸借対照表の公告および取締役の責任に限定して適用すべきであるという。|

五 補足として、株式会社に関する規定を記す。

会社一般法第二一七条および第二一八条第二項に株式会社に関する特別の規定があり、株式会社については、

最低額を同時に公告することなく増加を認可されている額を公告することを禁止する。この規定に違反した取締

役、またはその他の会社の職員は、発生する損害につき責をとる。 株式の可変資本会社の場合、株式は常に記名式である。

会社、合資会社などの人的会社につき用いられ、名称(denominación)は株式会社の如き物的商号につき用いられ

注③の具体例を参照されたい。なお、本文中の社号と名称は、 ともに商号であるが、社号(razón social)

- (21) 合名会社および合資会社に関するこの比率を株式会社、株式合資会社および有限責任会社にも適用すべし、と有力学 説は説く。Rodriguez,Tratado,Tomo II,p.413
- (23) この要件を、株主の確認のためであるから、確認が不要の場合、すなわち最低資本を代表する株式が退社権のない特

(22)

Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 412

別の株式であれば、その他の株式は所持人式でも差支えない、と解する説がある。Mantilla Molina, op.cit, p.439,

は、 合名

六

可変資本会社における資本の増減を考察してみる。

、契約の自由

中に定める条件に従ってなされることになっている。 可変資本会社における資本の増減には、後述するような規定が適用されるが、会社一般法によれば、会社契約

筆者の閲覧できた定款例は次のごとくである。

- 1 最低資本額と授権資本額の定めがある。

2

3 それ以外の株式をB種と呼び、金庫株として、引受けのある都度、交付する。この株式は退社権がある。

最低資本額につき発行される株式をA種と呼び、全額払込、記名式とし、退社権を与えない。

二、資本の増加

(1) 原則として、資本の増加は、会社契約に定めるところに従ってなされる。

資本の増加の方法として考えられるのは、第一に、既存社員の新たなる出資、第二に、新入社員による出資で

ある。

引受けの形をとる。このような新規の出資の実施は、全員一致の同意によらなければならない。なぜならば、い まず、合名会社、合資会社および有限責任会社にあっては、既存社員の新規出資は、出資持分の一口の金額引 または出資口数の増加となり、株式会社にあっては、 株式の額面の引上げ、 または新株の発行およびその

かなる社員も、最初に約定した出資額を変更することを義務づけられていないからである。。

次に、新入社員の加入による資本の増加の場合、たとえば、株式会社の場合、株主の新株引受権の問題がある

- の場合、社員総会の同意を必要とする(会社法三一条、五七条、六五条)。株式合資会社については 明文の規定はな 役また管理機関に委ねてもよいし、また社員総会の決議を必要としてもよい。しかし、新社員の加入による増資 同旨と解される。 株式会社以外の会社、すなわち、合名会社、合資会社および有限責任会社にあっては、資本の増加を取締
- 加ならびに相当する株式発行の従うべき形式および条件を定めることになっている。 これに反して、株式会社では、会社一般法第二一六条第一項により、会社契約または特別総会が資本の増

てもよろしい。明定してある場合、その実施の決定には取締役会があたり、明定してない場合、決定は、 右から有力学説は次のように解する。可変資本株式会社においては、資本の増加は定款に明定しても、 取締役 しなく

会に委ねることができず総会の排他的権限となる。

れる、と規定するが(二項)、可変資本をとる会社についてもこれが適用されるであろうか(会社法二一四条参照)。 ところで、会社一般法第一九四条は、特別総会の議事録が公正証書として記録され、

かつ商業登記簿に登記さ

条の規定が優先すると解される。けだし、さもなければ、資本の可変性の機能が失なわれるからである。 「本章に定める方式の他なんらの方式も要することなく、資本の増加がなされうる」、という会社一般法第二一三

増資の方法の一つとして、金庫株 (acción de tesorero) の創設がある。 これは取締役がこの株式を流通

本 項末文の「発行済で未引受の株式の引受がなされるに 従って、 引渡すために会社が保管 する」、との 規定 があ におくのを適当とするまで会社の金庫内に保管されるが故に、この名で呼ばれる。この場合、会社契約に授権資 (el capital autorizado) のあることが前提となる。 この方法の法的根拠として、 会社一般法第二一六条第二

り、また、銀行一般法第八条第三号、保険会社一般法第一七条第一号にも同様の規定がある。 金庫株は、退社権を所持人に付与しないで発行することができる場合がある。この場合、会社は、

の増加のためにのみ、資本を可変にする。

(5)さて、すべての会社につき、社員に払込の義務のある引受資本(el capital suscrito)と実際に払込を完了

している払込資本 (el capital exhibido) が区別されるが、可変資本の会社にあっては、授権資本 (el capital

autorizado)のおかれる場合のあることに注意しなければならない。 授権資本とは、 定款を変更することなく、

- 148 -

引受資本の達しうる最高額をいう。

されている資本」という。 定款に授権資本の定めのない場合、資本の増加は社員総会または株主総会の裁量におかれることにな

会社一般法は、明文の規定をもって、 授権資本についてふれていないが、 第二一七条第二項で、「増加が認可

る。 授権資本の定めのある場合、払込資本は、払込金額が増減するに従って、最低額と授権額との間を動く。この

になる。なぜならば、この金額は、その時その時で変化する、または変化しうる数字であるからである。 可変資本株式会社の株式は、会社の資本――払込資本または引受資本――の正確な額を表示できないこと

らな場合、株式払込資本の変動する枠である、最低資本額と授権資本額を表示する。 **

三、資本の減少

ならず、通知が会社年度の最終四半期前になされるときは継続中の年度末まで、最終四半期になされるときは次 会社一般法第二二〇条によれば、一社員の出資の一部または全部の撤回は明白に会社に通知されなければ

される。 849 この規定は、会社のみならず、会社の債権者をも保護するものであり、右の期間の拡大および要件の加重は許

年度末まで発効しない。

(2)退社の結果、会社資本が最低額以下に減少する結果となるとき、退社権を行使することが許されない

条)。合名会社および合資会社については、最低資本は原初資本の写を下まわることができない(二一七条) 法六二条)、株式会社および株式合資会社にあっては二五○○○ペソを下まわることができない(二一一条、二一七 この資本の最低額は設立証書に定められるが、前述したように、 有限責任会社にあっては五○○○ペソ(会社

この資本の最低額を下まわることになる出資撤回請求の危険を回避するため、退社権のない特殊の株式の創設

が行なわれる。 社員が退社権を行使する場合の持分の計算方法。これには次の三者が考えられる。

第一に、額面額の払戻し、第二に、社員の払込金額のみの払戻し、第三に、時価の払戻しである。

会社に損益のある場合を考えると、 メキシコの可変資本会社制度 第一説は不当であり、第二説も、第一説の部分的表現にすぎないから、

同

メキシコの可変資本会社制度

じく不当であり、有力学説によれば、第三説によるべきことになる。

資本の減少の効果。これは会社に関するものと退社する社員に関するものとがある。

会社に関して、資本の減少が法定の枠内でなされている限り、公告の理由はなく、会社一般法第九条の規定に

従う必要もないので、会社の債権者の異議申立も許されない。

退社する社員に関しては、この場合、会社一般法第一四条の規定が適用されることに注意されたい。

これは

適用されない。法文でも、可変資本会社が明らかに除外されているからである。 退社時、または除名時に継続中の取引につき社員の責任を定めるものである。逆に、第一五条の持分の留保権は

(5)その他の事由による資本の減少。

以上、可変資本会社における典型的な資本の減少を考察した。

社にも適用される。 可変資本にあらざる会社にみられる除名および法定事由による退社(会社法五〇条、二〇六条)は、 可変資本会

きないであろうという。 有力学説は、有限責任会社の場合を除き、定款に、多数決によって新規出資を要求される可能性を定めることすらで Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 414

(26) Rodriguez, Tomo II,

(25)

Mantilla Molina, op. cit., pp. 434 y 435

(27) Mantilla Molina, op. cit., p. 435

(28) 金庫株(treasury shares) はアメリカ会社法の用語であって、 会社が一旦発行した後、 会社が再取得した株式をい

うので、メキシコ法にいう金庫株なる用語は、不正確である。Ballantine on Corporations, Revised edition, 1946.

§ 199. 参照。

(29) 法文に「発行済にして、未引受けの株式」というが、この表現の不適当さが指摘されている。すなわち、発行(emi-

sion)とは、会社が引受人に株式を交付して、流通におく時をいうのであって、本文にいう場合は創設(crear)であ

(30) 注印参照。

のう。Mantilla Molina, op. cit., p. 436.

(31) 注(1)参照。

Mantilla Molina, ibid

(32)

Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 414.

Mantilla Molina, op. cit., p. 437.

(34) (33)

(35) たとえば、銀行においては、法定の最低資本は、退社権なしの株式により代表されなければならない。注四を参照さ

れたい。

(37) (36) Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 416. Rodriguez, Tratado, Tomo II, p. 415

七

一、その長所は、資本の増減に定款(会社契約)の変更を要しない、という資金の調達における簡便さである。 以上、メキシコにおける可変資本会社の制度を概観した。これに対して若干の私見を記せば、

、キシコの可変資本会灶制度

二、右の長所に着眼して、その経済的機能を考えると、まず、資本金額と事業規模とが密接な関係にある会社

(銀行、投資会社) や減耗資産をもつ会社に最適ということができよう。

る。すなわち、メキシコでは、外資の参加する会社については、設立、定款変更につき、その都度外務省の許可 というよりも、定款変更の手続の回避にあるようであり、この点に着眼して、この制度の利用がすすめられてい 三、ところが、実際には、 外資系企業による利用が少なくない(注3参照)。その理由は資金調達における簡便さ

を必要とするからである。

度の規定のないことを考えると、消極的に解する。 四、本制度は資本不変の原則に対する例外であるが、会社債権者の保護は十分にはかられているであろうか。こ の点、授権資本と最低資本との間の比率の制限規定のないこと、最低資本金額が高くないこと、本制度の最高限

た発展をメキシコにおいて展開している。ここに、抽象的に成立した法形態の一定の経済目的達成のための利用 いずれにせよ、可変資本会社制度は、その立法の本来の趣旨(仏におけるような)とはまったくかけはなれ

例をみることができる。

だいえば、Wolfgang G. Friedmann (ed.), Legal Aspects of Foreign Investment, 1959, seq.; Daniel James, How to invest and live in Mexico, 1961, Mexico, p. 168 et seq. Boston, p. 251 et

(39) 詳細は拙稿「メキシコの外資政策」および「企業体制」(ともに、アジア経済研究所近刊予定の「メキシコ投資概説」

所収)を参照されたい。